

御注意

1 期末の資本金の額又は出資金の額が一億円以下の法人のうち、次の①から③までのいずれかの法人とこの間に該当する非中小法人等、受託法人及び相互会社を(1)に該当する非中小法人等、受託法人及び相互会社を除きます。(2)に該当する場合は記載します。

納税地: 新潟県十日町市上野乙141番地1
法人名: 特定非営利活動法人 エヌピーオー
代表者: 自署押印
事業種目: 商品の卸、小売
青色申告: 一連番号 12345678

平成 22 年 4 月 1 日

事業年度分の確定申告書

平成 23 年 3 月 31 日

(中間申告の場合 平成 年 月 日)
(中間申告の期間 平成 年 月 日)

税理士法第30条の書面提出有 税理士法第33条の2の書面提出有

Table with 2 main columns for tax calculations. Left column: 所得金額又は欠損金額 (別表四「44の①」), 法人税額 (36)又は(37), 法人税額の特別控除額, etc. Right column: この申告による還付金額, この申告が修正申告である場合, 所得金額又は欠損金額, etc.

法 0301-0101

税理士署名押印

別表一(一) 普通法人(特定の医療法人を除く)、一般社団法人等及び人格のない社団等の分...

所得の金額の計算に関する明細書
(簡易様式)

事業年度 22・4・1
23・3・31

法人名

特定非営利活動法人 エヌピーオー

別表四(簡易様式)

平 二 十 二 ・ 四 ・ 一 以 後 終 了 事 業 年 度 分

御注意

1 沖繩の認定法人の所得の特別控除、組合事業等に係る損失がある場合の課税の特例、対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例、商工組合等の留保所得の特
2 別控除及び特定目的会社等又は特定目的信託に係る課税の特例等の規定の適用を受ける法人にあつては、別様式による別表四を御使用ください。
「44」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の本書の金額を加算し、これから「※」の金額を加減した額と符合することになりますから留意してください。

区 分	総 額	処 分	
		留 保	社 外 流 出
	①	②	③
当期利益又は当期欠損の額	1,576,800	1,576,800	配当 その他
加			
損金の額に算入した法人税(附帯税を除く。)			
損金の額に算入した道府県民税(利子割額を除く。)及び市町村民税			
損金の額に算入した道府県民税利子割額	50	50	
損金の額に算入した納税充当金	1,113,200	1,113,200	
損金の額に算入した附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税			その他
減価償却の償却超過額			
役員給与の損金不算入額			その他
交際費等の損金不算入額	9,500		その他 9,500
経理区分振替額	1,250,000	1,250,000	
次葉合計			
小 計	2,372,750	2,363,250	9,500
減			
減価償却超過額の当期認容額			
納税充当金から支出した事業税等の金額			
受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「14」又は「29」)			※
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額(別表八(二)「13」)			※
受贈益の益金不算入額			※
適格現物分配に係る益金不算入額			※
法人税等の中間納付額及び過誤納に係る還付金額			
所得税額等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等			※
次葉合計			
小 計	0	0	外 ※ 0
仮 計			
(1)+(13)-(25)	3,949,550	3,940,050	外 ※ 0
寄附金の損金不算入額(別表十四(二)「24」又は「40」)			その他
法人税額から控除される所得税額(別表六(一)「6」の③)	150		その他 150
税額控除の対象となる外国法人税の額等(別表六(二)の「10」-別表十七(二)の「39」の計)			その他
合 計			
(26)+(27)+(29)+(30)	3,949,700	3,940,050	外 ※ 0
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額(別表十(二)「42」)	△		※ △
総 計			
(32)+(33)	3,949,700	3,940,050	外 ※ 0
契約者配当の益金算入額(別表九(一)「13」)			
非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額			※
差 引 計			
(35)+(36)+(40)	3,949,700	3,940,050	外 ※ 0
欠損金又は災害損失金等の当期控除額(別表七(一)「2」の計+(別表七(二)「11」,「22」又は「31」)	△		※ △
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税の損金算入額	△	△	
所得金額又は欠損金額	3,949,700	3,940,050	外 ※ 0
			9,650

簡

利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

事業年度	22・4・1 23・3・31	法人名	特定非営利活動法人 エヌピーオー
------	-------------------	-----	------------------

別表五(一) 平 二十二年・四・一以後終了事業年度分

I 利益積立金額の計算に関する明細書

区 分	期 首 現 在 利 益 積 立 金 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 利 益 積 立 金 額 ①-②+③	
		減	増		
	①	②	③	④	
利 益 準 備 金	1 円			円	
別 途 積 立 金	2				
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				
	11				
	12				
	13				
	14				
	15				
	16				
	17				
	18				
	19				
	20				
	21				
	22				
	23				
一般会計との経理区分振替額	24		1,250,000	1,250,000	
次 葉 合 計	25				
繰越損益金(損は赤)	26		1,576,800	1,576,800	
納 税 充 当 金	27		1,113,200	1,113,200	
未納法人税等(退職年金等積立金に)	未納法人税(附帯税を除く。)	28 △	△	中間 △ 確定 △ 710,600	△ 710,600
	未納道府県民税(均等割額及び利子割額を含む。)	29 △	△	中間 △ 50 確定 △ 55,400	△ 55,400
	未納市町村民税(均等割額を含む。)	30 △	△	中間 △ 確定 △ 154,300	△ 154,300
差 引 合 計 額	31	0	△50	3,019,650	3,019,700

II 資本金等の額の計算に関する明細書

区 分	期 首 現 在 資 本 金 等 の 額	当 期 の 増 減		差 引 翌 期 首 現 在 資 本 金 等 の 額 ①-②+③
		減	増	
	①	②	③	④
資 本 金 又 は 出 資 金	32 円			円
資 本 準 備 金	33			
	34			
	35			
差 引 合 計 額	36			

御注意 2 1
この表は、通常の場合には次の算式により検算が成ります。
① 期首現在利益積立金額合計(31)① + ② 別表四留保所得金額又は次積金額(44) - ③ 中間分・確定分法人税戻市民税の合計額 = ④ 発行済株式又は出資のうち(一)以上の種類の株式がある場合には、法人税法施行規則別表五(一)付表(別表五(一)付表)の記載が必要となりますので御注意ください。

租税公課の納付状況等に関する
明細書

事業年度
22・4・1
23・3・31

法人名

特定非営利活動法人 エヌピーオー

別表五(二)
平 二 二 一 ・ 四 ・ 一 以 後 終 了 事 業 年 度 分

税目及び事業年度	期首現在 未納税額 ①	当期発生税額 ②	当期中の納付税額			期末現在 未納税額 ①+②-③-④-⑤
			充 当 金 取 崩 し 付 に よ る ③	中 の 納 付 税 額 ④	損 金 経 理 に 付 に よ る ⑤	
法人 人 税	1					
	2					
	当期分 中 間 3					
	確 定 4		710,600			710,600
	計 5		710,600			710,600
道府 民 税	6					
	7					
	当期分 利 子 割 8		50		50	0
	中 間 9					
	確 定 10		55,400			55,400
計 11		55,450		50	55,400	
市町 村 民 税	12					
	13					
	当期分 中 間 14					
	確 定 15		154,300			154,300
計 16		154,300			154,300	
事 業 税	17					
	18					
	当 期 中 間 分 19					
	計 20					
そ の 他	損 金 算 入 の も の 21					
	延 滞 金 (延納に係るもの) 22					
	23					
	24					
	加 算 税 及 び 加 算 金 25					
	延 滞 税 26					
	延 滞 金 (延納分を除く。) 27					
	過 怠 税 28					
	源 泉 所 得 税 29		150		150	0
	30					
納 税 充 当 金 の 計 算						
期首納税充当金	31					
繰 入 額	損金の額に算入した納税充当金	32	1,113,200			
		33				
	計 (32)+(33)	34	1,113,200			
		35				
取 崩 額	法人税額等 (5の③)+(11の③)+(16の③)	35				
	事業税 (20の③)	36				
				計 (35)+(36)+(37)+(38)+(39)+(40)	41	
				期末納税充当金 (31)+(34)-(41)	42	1,113,200

所得税額の控除及びみなし配当金額の一部の控除に関する明細書

事業年度	22・4・1 23・3・31	法人名	特定非営利活動法人 エヌピーオー
------	-------------------	-----	------------------

別表六(一) 平 二 十 二 一 四 一 以 後 終 了 事 業 年 度 分

I 所得税額の控除に関する明細書

区 分		収 入 金 額	① について課される額	②のうち控除を受ける額
		①	②	③
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配	1	1,000 円	150 円	150 円
公 社 債 の 利 子 等	2			
剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配 (みなし配当等を除く。)	3			
集団投資信託(合同運用信託を除く。)の収益の分配	4			
そ の 他	5			
計	6	1,000	150	150

公社債の利子等、剰余金の配当、利益の配当及び剰余金の分配又は集団投資信託(合同運用信託を除く。)の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算

個 別 法 に よ る 場 合	銘 柄	収 入 金 額	所 得 税 額	利子配当等の計算基礎期間	(9)のうち元本所有期間	所有期間割合 <small>(10) (9)</small> (小数点以下3位未満切上げ)	控除を受ける額 <small>(8) × (11)</small>
		7	8	9	10	11	12
		円	円	月	月		円

銘 柄 別 簡 便 法 に よ る 場 合	銘 柄	収 入 金 額	所 得 税 額	利子配当等の所等 利計有元本数	利子配当等の所等 利計有元本数	$\frac{(15)-(16)}{2 \times (11)}$ (負数の場合は零とする。)	所有元本割合 <small>(16)+(17) (15)</small> (小数点以下3位未満切上げ、1をこえる場合は1とする。)	控除を受ける額 <small>(14) × (18)</small>
		13	14	15	16	17	18	19
		円	円					円

その他に係る控除を受ける所得税額の明細

支払者の氏名又は法人名	支払者の住所又は所在地	支払を受けた年月日	収 入 金 額	控除を受ける所得税額	参 考
			20	21	
		・ ・	円	円	
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			
		計			

II みなし配当金額の一部の控除に関する明細書

法 人 名	解散の年月日	み な し 配 当 金 額	(22)の25%相当額
		22	23
	・ ・	円	円
	・ ・		
	計		

① 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	22・4・1 23・3・31	法人名	特定非営利活動法人 エヌピーオー
--------------	-------------------	-----	------------------

御注意 〔5〕欄の「 ¹⁰⁰ 」の分子の空欄には、中小法人（租税特別措置法第57条の10第1項に規定する法人をいいます。）が、同項の規定の適用を受ける場合に、その営む主たる事業の区分に応じて次の割合に係る分子の数を記載します。 (1) 卸売及び小売業（飲食店業及び料理店業を含みます。） ¹⁰ (2) 製造業（電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修理事業を含みます。） ⁸ (3) 金融及び保険業 ³ (4) 割賦販売法に規定する割賦販売小売業及び割賦購入あっせん業 ¹³ (5) その他の事業 ⁶	当期繰入額	1	200,000	貸倒実績率の計算	前3年内事業年度（設立事業年度である場合には当該事業年度又は連結事業年度末における一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額	9		
	期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額（26の計）	2	20,000,000		(9)	前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の数	10	
	貸倒実績率（20）	3			前又は前3年内事業年度（設立事業年度）の貸倒れによる損失の額の合計額	11		
	実質的に債権とみられないものの額を控除した期末一括評価金銭債権の帳簿価額の合計額（28の計）	4	20,000,000		損金の額に算入された令第96条第2項第2号ロの貸倒引当金勘定の金額等の合計額	12		
	法定の繰入率	5	10.0 1,000		損金の額に算入された令第96条第2項第2号ハの貸倒引当金勘定の金額の合計額	13		
	繰入限度額 ((2)×(3))又は((4)×(5))	6	200,000		益金の額に算入された令第96条第2項第2号ニの貸倒引当金勘定の金額の合計額	14		
	公益法人等・協同組合等の繰入限度額 ((2)×(3)× $\frac{116}{100}$)又は((4)×(5)× $\frac{116}{100}$)	7			益金の額に算入された令第96条第2項第2号ホの貸倒引当金勘定の金額の合計額	15		
	繰入限度超過額 (1) - ((6)又は(7))	8	0		益金の額に算入された令第96条第2項第2号ヘの貸倒引当金勘定の金額等の合計額	16		
			益金の額に算入された令第96条第2項第2号トの貸倒引当金勘定の金額等の合計額	17				
			貸倒れによる損失の額等の合計額 (11)+(12)+(13)-(14)-(15)-(16)-(17)	18				
			(18) × $\frac{12}{前3年内事業年度における事業年度及び連結事業年度の月数の合計}$	19				
			貸倒実績率 (19) (小数点以下4位未満切上げ) (10)	20				

一括評価金銭債権の明細

勘定科目	期末残高	売掛債権及び倒否	債権等及び貸倒れ等	税務上の債権等	個別評価額	対価額	連結完全支配関係がある連関法人に対する売掛債権等の額	期末一括評価金銭債権の額 (21)+(22)-(23)-(24)-(25)	実質的に債権とみられないものの額	差引期末一括評価金銭債権の額 (26)-(27)
	21	22	23	24	25	26	27	28		
売掛金	20,000,000							20,000,000		20,000,000
計	20,000,000							20,000,000		20,000,000

基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細

平成10年4月1日から平成12年3月31日までの間に開始した各事業年度末の一括評価金銭債権の額の合計額	29		債権からの控除割合 (30) (小数点以下3位未満切捨て) (29)	31	
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	30		実質的に債権とみられないものの額 (26の計) × (31)	32	

① 交際費等の損金算入に関する
明細書

事業年度	22・4・1 23・3・31	法人名	特定非営利活動法人 エヌピーオー
------	-------------------	-----	------------------

御注意

3 2 1
(2) 1 「」欄には、期末の資本の額又は出資金の額が、1億2千万円以下である法人(2)に該当するもの(1)を記載し、1億2千万円を超るもの(2)に該当するものを除き、租税特別措置法第61条の4第3項第2号の飲食等の費用について、租税特別措置法施行規則第21条の4に規定する書類を保存する必要がありますので、御注意ください。

支出交際費等の額 (7の計)	1	95,000	損金算入限度額 $\left(\begin{matrix} (1) \text{と} (2) \text{のうち} \\ \text{少ない金額} \end{matrix} \right) \times \frac{90}{100}$	3	85,500
定額控除限度額 (0円又は600万円) $\times \frac{12}{12}$	2	6,000,000	損金不算入額 (1) - (3)	4	9,500
支出交際費等の額の明細					
科 目		支 出 額	交際費等の額から控除 される費用の額		差引交際費等の額
		5	6		7
交 際 費		95,000			95,000
計		95,000			95,000

受付印

平成 年 月 日
南魚沼地域振興局 殿

※ 整理番号 事務所 法人番号 申告区分

この申告の基礎となる修正申告の再更正による。申告年月日

所在地 新潟県十日町市上野乙141番地1
事業種目 ○○商品の卸、小売
法人名 特定非営利活動法人 エヌピーオー
代表者 自署押印

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの事業年度又は道府県民税の確定申告書

Table with columns: 摘要, 課税標準, 税率, 税額. Rows include: 所得金額総額 (33), 年400万円以下の金額 (34), 年400万円を超え年800万円以下の金額 (35), 年800万円を超える金額 (36), 計 (37), 軽減税率不適用法人の金額 (38), 付加価値額 (39-40), 資本金等の額 (41-42), 収入金額 (43-44), 合計事業税額 (45), 均等割額 (17-18).

Table with columns: 摘要, 課税標準, 税率, 税額. Rows include: 所得割に係る地方民特別税額 (56), 収入割に係る地方民特別税額 (57), 合計地方民特別税額 (58), 均等割額 (19-20).

Table with columns: 摘要, 課税標準, 税率, 税額. Rows include: 所得割に係る地方民特別税額 (59), 収入割に係る地方民特別税額 (60), 合計地方民特別税額 (61), 均等割額 (21-22).

Table with columns: 所得金額, 損金の額, 益金の額, 繰越欠損金額等. Rows include: 所得金額 (法人税の明細書(別表4)の(35)又は個別所得金額(別表4の2付表)の(44)) (65), 損金の額 (66), 益金の額 (68), 繰越欠損金額等 (70), 所得金額差引計 (71).

法人税の所得金額 (法人税の明細書(別表4)の(44)又は個別所得金額(別表4の2付表)の(50)) (72)
決算確定の日 平成 23 年 5 月 22 日 (73)
解散の日 平成 年 月 日
申告期限の延長の処分 (承認)の有無 事業税 有(無) 法人税 有(無)
この申告が中間申告の場合の計算期間 平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
法人税の当期の確定税額又は連結法人税個別帰属支払額 710,600 円
還付 中間納付額 (74) 利子割額 (75)
請求 還付を受けようとする 金融機関及び支払方法 銀行 支店 口座番号(普通・当座)

第六号様式(提出用) (道府県民税) 署名押印 (電話)

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	法人番号	申告区分				
事業年度又は 連結事業年度		平成 平成	22 23	年 年	4 3	月 月	1 31	日 日	から まで

法人名	特定非営利活動法人 エヌピーオー
-----	------------------

利子割額の控除・充当・還付に関する明細書

※

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

区	分	収入金額 ①	①について課された 利子割額 ②	②のうち控除・充当・ 還付を受ける利子割額 ③
預貯金の利子及び合同運用信託の収益の分配	1	1,000 円	50 円	50 円
公社債の利子	2			
投資信託の収益の分配	3			
その他	4			
計	5	1,000	50	50

公社債の利子又は投資信託の収益の分配に係る
控除・充当・還付を受ける利子割額の計算

個別法による場合	銘柄	収入金額 ④	④について課された 利子割額 ⑤	公社債利子等の 計算基礎期間 ⑥	⑥のうち元本 所有期間 ⑦	所有期間割合 ⑦ ⑧ (小数点以下3 位未満切上げ)	控除・充当・還付 を受ける利子割 額⑤×⑧ ⑨
		円	円	月	月		円

銘柄別簡便法による場合	銘柄	収入金額 ⑩	⑩について課された 利子割額 ⑪	公社債利子等の 計算期末の 所有元本数等 ⑫	公社債利子等の 計算期首の 所有元本数等 ⑬	⑫-⑬ 2又は12 (負の場合は 零とする。) ⑭	所有元本割合 ⑬+⑭ ⑮ (小数点以下3位 未満切上げ1を こえる場合は1 とする。)	控除・充当・還付 を受ける利子割 額⑪×⑮ ⑯
		円	円					円
都別	道府内 県訳							
都別	道府内 県訳							
都別	道府内 県訳							
都別	道府内 県訳							

※ 処理 事項	整理番号	事務所	区分	法人番号	申告区分

法人名	特定非営利活動法人 エヌピーオー	事業年度又は 連結事業年度	平成 平成	22 23	年	4 3	月	1 31	日から 日まで
-----	------------------	------------------	----------	----------	---	--------	---	---------	------------

第九号の様式（提出用）

利子割額の都道府県別明細書

※

都道府県名	事務所 の有無	都道府県 コード	控除・充当・還付を受ける利子割額				都道府県名	事務所 の有無	都道府県 コード	控除・充当・還付を受ける利子割額			
			十億	百万	千	円				十億	百万	千	円
北海道		01						25					
青森		02						26					
岩手		03						27					
宮城		04						28					
秋田		05						29					
山形		06						30					
福島		07						31					
茨城		08						32					
栃木		09						33					
群馬		10						34					
埼玉		11						35					
千葉		12						36					
東京		13						37					
神奈川		14						38					
新潟	○	15				50		39					
富山		16						40					
石川		17						41					
福井		18						42					
山梨		19						43					
長野		20						44					
岐阜		21						45					
静岡		22						46					
愛知		23						47					
三重		24						合計					50

④9

※処理事項	整理番号	事務所区分	法人番号	申告区分
-------	------	-------	------	------

受付印

平成 年 月 日

十日町市長 殿

※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認印	申告年月日 年 月 日
-------	----------------	-----	----------------

所在地	新潟県十日町市上野乙141番地1		この申告の基礎	
(本支店等が 所在地と併記)	(電話 - -)		1. 法人税の平成 年 月 日 の修正申告書の提出による。 2. 法人税の平成 年 月 日 の更正・決定・再更正による。	
(ふりがな)	とくていうひえりかつどうほうじん えぬびーおー		事業種目	〇〇商品の卸、小売
法人名	特定非営利活動法人 エヌピーオー		期末現在の資本金の額 又は出資金の額	兆 ¹ 十億 ¹ 百万 ¹ 千 ¹ 円
(ふりがな)	-----		期末現在の資本金等の額 又は連結個別資本金等の額	兆 ¹ 十億 ¹ 百万 ¹ 千 ¹ 円
代表者 氏名印	-----		経理責任者 氏 名	-----

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの 事業年度分又は 連結事業年度分の市町村民税の 確定 申告書 ※

摘 要		課 税 標 準	法 人 税 割 額
		十億 ¹ 百万 ¹ 千 ¹ 円	税率(%) 税 額
(使 途 秘 匿 金 税 額 等) 法人税法の規定によって計算した法人税額	①	71,082.0	
試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額	②		
みなし配当の25%相当額の控除額	③		
還付法人税額等の控除額	④		
退職年金等積立金に係る法人税額	⑤		
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ①+②-③-④+⑤	⑥	71,000.0	14.70 十億 ¹ 百万 ¹ 千 ¹ 円 10,437.0
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準 となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 (⑥×⑭)	⑦	0.0	
外国の法人税等の額の控除額	⑧		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑨		
差引法人税割額 ⑥-⑧-⑨又は⑦-⑧-⑨	⑩		10,430.0
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑪		0.0
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑫		
この申告により納付すべき法人税割額 ⑩-⑪-⑫	⑬		10,430.0
均 等 割 額	⑭	12 月 50,000円× ^⑮ / ₁₂	⑮ 5,000.0
既に納付の確定した当期分の均等割額	⑯		0.0
この申告により納付すべき均等割額 ⑬-⑯	⑰		5,000.0
この申告により納付すべき市町村民税額 ⑬+⑰	⑱		15,430.0
⑱のうち見込納付額	⑲		
差 引 ⑱-⑲	⑳		15,430.0

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		分 割 基 準		当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業員数
名 称	事務所、事業所又は寮等の所在地	当該法人の全従業員数	左のうち当該市町村分の従業員数	人
	新潟県十日町市上野乙141番地1			人
合 計		⑳	㉑	㉒

指 場 定 合 都 市 の 申 告 計 算	区 名	月数	従業員数	均等割額	決算確定の日	平成 23 年 5 月 22 日	法人税の申告書の種類	青色・その他
				0.0	解散の日	平成 年 月 日	翌期の中間申告の要否	要・否
				0.0	残余財産の最後の分配又は引渡しの日	平成 年 月 日	法人税の申告期限の延長の有無	有・無
				0.0	この申告が中間申告の場合の計算期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
				0.0	還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 口座番号(普通・当座)		
				0.0	還付請求税額	十億 ¹ 百万 ¹ 千 ¹ 円		
				0.0	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額			
				0.0				

関与税理士 署名押印 (電話 - -)